

## 組合 Q & A

### 理事解任、総会決議で可能か

株式会社では、株主総会の決議で取締役の解任が可能。組合の場合も総会の決議で解任できるのか

株式会社では、取締役の解任は総会の決議で可能です。しかし、組合の場合には一定の手続きが必要です。中協法には「役員の変更」の規定が設けられているので、その定めに従わなければなりません。普通「改選」と言えば、任期満了による選挙をいいますが、法律上の「改選」は「解任」＝リコールを意味します。まず、総組合員の二割以上の署名を集めます。次にこの連署をもって役員の変更を組合に対して請求します。

この請求は理事の全員又は監事の全員を対象にするのが原則です。しかし、法令、定款、規約違反を理由とする場合は、特定の理事、監事を対象にリコール請求することができます。請求に際しては、理由を書面にして提出し、その理由書を七日前までに該当者に送

り、弁明の機会を与えることになっています。

リコール請求されたら理事会は、二〇日以内に改選のための総会を開催しなければなりません。その総会で改選議案が可決されると解任になります。可決要件は普通議決でかまいません。

以前は、改選請求は少数組合員の権利であって、通常の解任は総会の決議でできるという考え方も支持されていたようです。この考え方に終止符を打った判例があります。

信用組合連合会の総代会での解任決議に対し最高裁(※)は次のように判決しています。

「株式会社は取締役を株主総会で選任し、罷免するのも株主総会である。商法が『解任』という言葉を使っているのは、『選任』に対するもので、株式会社の個性を表した本質的な規定といえる。組合は、商法の規定を準用せずに『選挙』という用語を使い、罷免手続も『解任』ではなく『改選』にしている。これは両法人の性質上の違いから来る当然の帰結である。また、総会ですら解任することができ、少数組合員の意向を代

表する役員が、常に多数組合員によって罷免される不安を解消できない。組合内の派閥抗争を根絶して、相互扶助による組合員の連帯意識を昂揚し、協同組合本来の目的を達成しようとするためにも『解任』ではなく『改選』によらなければならぬ」

組合と株式会社の違いをあらためて深く感じるすばらしい判決文だと思えます。

このように組合の場合は、役員の変更は総会の議決ではできず、一定の手続きが必要とされています。

(※) 最高裁昭和四一年一月二八日判決判例時報四三六号二二頁

### ポイント

★組合では、会社のような解任はできない

★理事を罷免するには「改選」の手続きが必要

### 中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日(新訂) 第1版第1刷発行)より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。(トップページ▽中央会の出版刊行物)

### 組合士検定にチャレンジ!!

Q. 加入・脱退、出資・持分に  
関する正誤問題です。

【第1問】 脱退した組合員の持分は、脱退した事業年度末の組合財産によって決まる。

【第2問】 組合は、脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、持分の払戻を停止することができる。

【第3問】 組合員は、組合の資本充実の観点から、組合を脱退するとき以外、いかなる場合も出資口数の減少を請求することができない。

【第4問】 組合員は、組合の承諾なく、その持分を他人に譲渡することができる。

《解答》 解答 【第1問】 ○ 【第2問】 ○ 【第3問】 × (組合員は、次の場合、定款の定めるところにより事業年度の終わりにおいて、出資口数を減少することができます。①事業を休止したとき ②事業の一部を廃止したとき ③その他やむを得ない事由があるとき ④の「やむを得ない事由」については、理事会で判断することになる。) 【第4問】 ○